

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業の競争力を強化するために経営判断の迅速化を図ること、経営の透明性を高めるために経営チェック機能の充実を重要課題としております。

また、株主をはじめとするステークホルダーにとっての企業価値の最大化を図るため、経営の透明性、公正性及び迅速な意思決定を維持・向上させるべく諸施策に取り組み、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社は、外国人投資家比率や機関投資家比率、そして費用対効果の観点から議決権の電子行使及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主構成の変化を見て、外国人投資家比率が高まった際に実施を検討いたします。

【補充原則1-2 信託銀行名義で株式を保有する機関投資家の株主総会への出席を認めることの検討】

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する所謂実質株主の株主総会への出席は認めておりませんが、今後は予め希望された場合には、信託銀行等と協議してまいります。

【原則2-4 女性活躍促進を含む社内の多様性の確保】

人的警備を主力事業とする当社及び業界全体においては、女性従事者の比率が極めて低いという業種的な事情があります。したがって女性活躍の推進が進んでいない現状があり、当社も例外ではございません。

今後は、女性にこそ相応しい警備業務を創造することで、警備現場への女性進出を進めます。また、将来の管理職候補としての女性採用を積極的に進めてまいります。

こうした、女性活躍のための基盤づくりと並行して、「ワークライフバランス」の見直し、「出産・育児」への対応等、女性がキャリアアップしていくための社内制度、規程等の整備を進めてまいります。また、近い将来には、女性の独立社外取締役の招聘も検討してまいります。

【補充原則3-1 英語での情報の開示・提供】

当社の外国人投資家比率は、株式数で1.36%、株主数で1.39%と極めて少数につき、英語版による情報開示・情報提供は当面実施いたしません。

なお、将来的に当該比率が15%まで高まった時点では実施を検討いたします。

【補充原則4-2 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】

当社の取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

今後は、中長期的な企業価値の向上に連動したインセンティブ付けを行うことで、一般株主の皆様との利害一致、また、取締役等による適切なスクレイクを支える環境整備に資する報酬制度への転換を検討してまいります。

【補充原則4-3 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】

現在当社取締役会では、CEO(代表取締役社長)の解任に関する明確な基準は設けておりません。

今後は、会社業績の悪化や企業価値を毀損される行為等、CEO解任に相当する事象が認められた場合に備え、指名委員会等の設置を検討してまいります。

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社取締役会は、全10名中、独立社外取締役が3名という構成でありますので、独立社外取締役が過半数には至っておりません。したがって今後は、経営陣幹部の選解任、取締役候補、監査役候補の指名、報酬の決定など会社の重要な決定事項について、透明性・公正性を高め、その説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役をメンバーの過半数とする任意の指名委員会及び報酬委員会を検討いたします。

【補充原則4-11 取締役の実効性評価】

当社では、これまで取締役会の実効性評価は実施しておりません。

今後は、2023年9月期取締役会の実効性評価を初回として、以下の方法により每期実施することを検討しております。

(実効性評価の方法)

2023年7月(以後毎期7月)の取締役会において、当社取締役会の実効性に関するアンケートを実施いたします。

取締役会事務局において、アンケートの取りまとめを行います。

その結果を議題として、同8月(以後毎期8月)の取締役会において議論を行い当社取締役の実効性評価をいたします。

その結果の概要を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、相手企業との取引関係の強化を図る目的で政策保有株式を保有しております。
取締役会は、毎年個別の政策保有株式毎に保有の適否を検証しております。そして、検証の結果、保有の合理性に疑義がある株式については売却を進めることとし、政策保有株式総量の縮減に努めることを基本方針とします。
外部の議決権行使助言会社等の行使基準を参考にして適切に行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者との取引が、会社及び株主共同の利害を害することがないように、関連当事者との取引に関する手続きを定めた関連当事者取引管理規程を制定しています。

規程では、関連当事者の定義、関連当事者取引の管轄部署、関連当事者リストの作成義務、関連当事者取引の範囲、そして関連当事者取引の承認手続き（取締役会承認）等を定めています。

現状、規程に則り厳格に管理しています。

【補充原則2-4 社内の多様性の確保】

当社における女性活躍促進は、交通誘導警備を主体とした人的警備という事業特性から進んでおりません。また、外国人の採用も含めた人材の多様性についても同様の理由で、時期尚早の判断をしております。

一方で、中途採用者の管理職登用については、当社創業以来の中心的な人材確保・育成策であり、常に中途採用を実施しております。

今後は、人材多様性に関して、採用方針、数値目標等を明確にまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。将来的に企業年金制度を採用する場合には、資産運用に関する十分な資質を備えた人材の配置を含めた体制整備を検討いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 当社の経営理念や経営戦略は、第2四半期決算後5月及び通期決算後11月又は12月初旬に決算説明資料を当社HPに掲載しております。[<https://www.tosnet.co.jp>]

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンスに関する報告書に記載しております。

() 当社では、経営陣幹部・取締役の報酬総額については、株主総会で承認された総額の範囲内において取締役会で決定しております。

また、取締役個人別の報酬額については、代表取締役に一任する決定方法としております。

今後は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するという観点から、独立社外取締役をメンバーの過半数とする任意の報酬委員会を設置し、同委員会からの答申に基づいて取締役会において決定する方法を検討してまいります。

() 当社では、経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名は、取締役会で決定してはりましたが、今後は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するという観点から、独立社外取締役をメンバーの過半数とする任意の指名委員会を設置し、同委員会からの答申に基づいて取締役会で決定する方法を検討してまいります。

() 社外取締役及び社外監査役候補の指名理由については、株主総会参考書類に記載しております。今後は、取締役会候補者の指名理由についても、同書類に記載いたします。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

当社は、2027年3月30日をもって創業50周年を迎えますが、私たちは、それまでの期間を次なる50年(100周年)の自社のサステナビリティを確実にするための重要な期間と捉え、コア事業の更なるパワーアップとそれを支える強固な事業基盤の構築を成し遂げるための最初の3年間の経営計画として、「中期経営計画・VISION for50(Step.1)」を策定いたしました。計画は、DXによる経営革新や営業革新、加えて人材育成を中心とした施策等、サステナビリティを主眼とした内容です。なお、計画の概要は決算説明会資料に記載し、当社HPに掲載しております。[<https://www.tosnet.co.jp>]

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令並びに当社定款において定められた事項の他、当社取締役会規程に定める付議事項に従って決議しております。

また、それら以外の重要事項については、決定から業務執行プロセスのスピードを重視し、職務権限規程において取締役の責任と権限を定めた中で決定し、業務執行しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を選任するための独立性基準及び方針等は定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を準用しております。

当社3名の独立社外取締役については、現役弁護士、元県警幹部、元一部上場企業経営経験者と、その経歴において豊富な経験と幅広い見識を有した方々であることから、当社の重要な経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。

【補充原則4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社取締役会の人数と構成（社内取締役7名＋独立社外取締役3名、合計10名）は、迅速な意思決定や業務執行の監督という取締役会重要な役割・責務を果たす上で、適切な規模、そして構成であるものと判断しております。

社内取締役については、当社の事業に精通し専門的な知識を有し、そして当社の経営課題まで理解した人材を、営業部門、管理部門からバランスよく選任しています。

社外取締役については、法律の専門家としての弁護士、1部上場企業の経営陣の一角を長年にわたり担ってこられた方、そして、警備事業に精通しておられる宮城県警本部の幹部経験者、以上3名、それぞれが当社の事業にとって極めて有為な方々であります。

なお、取締役に関するスキルマトリクスの作成・公表は、今後の実施課題といたします。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

当社取締役・監査役、特に、社外取締役・社外監査役の兼任状況は極めて適正であると判断しております。社内取締役7名については、当社グループ会社の役員以外の兼任はございません。

社外監査役3名については、内2名が、外部非上場企業の取締役を兼務しておりますが、当社監査役としての責務を果たすことに全く支障はございません。

独立社外取締役3名については、内1名が弁護士を兼務、他2名については、兼務はございません。

なお、株主総会招集通知添付書類2、会社概況に関する事項(7)社外役員に関する事項に社外役員の兼任状況を記載しております。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が、その期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、各々の就任時はもとより、就任後においても定期的に知識習得の機会を提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を行うことが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する重要な取組みであると考えております。かかる考えに基づき、取締役会は、株主との対話の機会を積極的に設けることを基本方針とし、下記の取組みを承認し、その実施状況について監督しております。

IR担当役員(管理統轄本部取締役統轄本部長)の配置。

株主様からの質問に対する丁寧な回答。

年2回(第2四半期決算後5月及び通期決算後11月)機関投資家向け決算説明会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を自重しております。

12月開催の定時株主総会終了後に、「事業報告会」を開催し、個人株主様へ、当社の現況や活動状況を説明。

HP上でも、決算短信、決算説明会資料、社会貢献活動の状況等を積極的に発信。

その他、機関投資家からの面談申込に対しては、代表取締役社長自らが丁寧に対応。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#) 10%未満

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社元気	1,215	25.68
セコム株式会社	720	15.22
佐藤 雅彦	549	11.60
光通信株式会社	354	7.48
株式会社UH Partners2	313	6.63
佐藤 康廣	142	3.00
株式会社エスアイエル	114	2.41
トスネット社員持株会	107	2.27
株式会社北日本銀行	50	1.05
山形共立株式会社	50	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無 [更新](#)

親会社の有無 [更新](#) なし

補足説明 [更新](#)

- 上記「大株主の状況」は、2022年9月30日現在の状況を記載しております。
- 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
- 当社は自己株主2,503株(0.05%)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
猪股 恒一	他の会社の出身者											
浦井 義光	弁護士											
鎌瀧 敬司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役報酬に関しては、有価証券報告書にて全取締役の報酬等の総額を開示しております。2022年9月期の当社取締役に対する報酬等の総額は155,290千円であります。また、監査役に対する報酬等の総額は6,840千円(内、社外監査役6,840千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役への情報伝達は主として常勤監査役が行っております。取締役会の議案・開催日等については、担当役員が事前に書面通知するとともに事前の説明や資料提供を必要とする場合は担当役員から資料等の提供を行う他、必要に応じて適宜各取締役及び担当部門との情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社における業務執行、監査、監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制の概要については以下のとおりです。

- (1) 事業運営については、会社情勢、経済情勢の変化等、企業環境の動向を踏まえた経営方針や経営計画に基づき、その実行計画として年予算を月度単位で策定し、適宜地区会議等を開催し、売上高及び利益実績について、予算実績対比の差異分析を実施し、報告、検討を行っております。取締役はこの月次決算の報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題について意思決定を行っております。
- (2) 当社の取締役会は取締役10名で構成され、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査役会は取締役の業務執行の監査を行うため、監査役3名で構成され、定期的に開催するほか必要に応じて随時開催し、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し決定しております。
- (3) 当社は、企業経営および日常業務に関して、経営判断上の参考とするため、弁護士の助言と指導を適宜受けられる体制を設け、法務リスク管理体制の強化に努めております。また、会計監査を担当する監査法人と定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認をとるなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。
- (4) 日常の職務執行に関しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

重要な経営事項に関しては定例又は臨時の取締役会において、代表取締役、取締役、監査役が出席のうえでその内容を協議・検討しております。協議・検討にあたり、出席取締役は業務全般について相互に意見を交わし、執行状況を把握しており、その結果法令の要求(代表取締役およ

び取締役の業務執行の相互監督・監視機能)を満たしているものと判断しております。

なお、当社の企業統治において社外取締役の果たす機能及び役割は、当社は企業経営等に関する豊富な見識を有する社外取締役を選任し、取締役会において内部事情に捉われない大所高所に立脚した外部の視点を取り入れ、経営の透明性・客観性を確保する体制を構築しております。これにより、経営に対する独立監督機能及び業務執行の適正性保持機能を確保していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、早期に招集通知を発送しております。なお、招集通知発送日前日に当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、株主総会は12月開催しておりますので、集中日が回避できております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、電磁的方法による議決権の行使が可能となるよう検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人投資家比率が高まった際に実施を検討いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期末および決算期末)、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を自重しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、具体的な検討は行っておりませんが、株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専用のサイトを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門をIR活動担当部署とし、取締役管理統轄本部統轄本部長をIR活動の推進責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を規定に定めておりませんが、今後の検討事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	同じ町内の企業と定期的に近隣の清掃活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、その他関連法規等を遵守し、当社グループの経営関連情報を適時・適切かつ迅速に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念に基づいた企業経営を実現するため、役員及び従業員全員が法令や社内規程を遵守することはもとより、職務の執行が効率的に行われるよう職務分掌を定めて責任と権限を明確にし、代表取締役が委員長となっている「コンプライアンス委員会」が策定した「コンプライアンスマニュアル」を全社員に周知徹底し、社内におけるコンプライアンス遵守の風土を作り、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保していくことが重要であると考えております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の強化を企図して複数の社外監査役を選任するとともに、取締役会規程・職務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制が有効に機能する体制を構築しております。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンスマニュアルを制定し、体系的なコンプライアンス体制を整えております。

(2)経営理念・会社運営方針を受けて、従業員が遵守すべき行動指針をコンプライアンスマニュアルにまとめ、従業員に対してその周知を図っております。

(3)各部署にコンプライアンス推進担当者を配置し、経営会議の下にコンプライアンス推進担当者を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、全従業員にコンプライアンス意識の浸透を図ります。

(4)内部監査室において、各部門の業務プロセスをモニタリングし、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)当社の経営、業務執行における一切の不確実性を有する事象で、「直接又は間接に経済的損失が発生する可能性」、「事業の継続を中断又は停止させる可能性」、「信用を毀損しブランドイメージを失墜させる可能性」などに対して、リスク管理体制の基礎としてリスク管理マニュアルを制定し、主要なリスクに関する管理責任者を定めて、当該規程に依拠したリスク管理体制を構築しております。

(2)リスク管理のうち、特に危機、緊急事案等の不測の事態が発生した場合に備えて、社長を最高責任者とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止、危機(緊急事態)の収束に向けて社内外からのノウハウや協力を得て、継続的に適切且つ迅速な措置を実施するための体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は取締役会規程・職務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために経営会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えております。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制稟議規程・文書管理規程・個人情報保護規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)子会社を含めた内部統制システムを構築し、グループ全体におけるコンプライアンス体制、企業集団内部統制の強化を推進いたします。

(2)グループ会社の取締役等が参加する経営会議等を適宜開催し、重要事項の決定と情報の共有を図ってまいります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する体制内部監査室及び管理部所属の従業員が監査役の指示を受け、監査事項に必要な事項を行うことで対応しております。

8. 取締役、使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

(1)毎月開催される定時取締役会には監査役も出席し、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有しております。また、経営会議等の会議についても、監査役がその必要性を認めた場合にも出席しております。

(2)内部監査室が監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えております。

9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(1)会社法に則り、規程・監査手順を整備しております。

(2)将来を見据えた実効的な監査を行うための体制を構築しております。

a代表取締役との間に定期不定期を問わず会合を持つための体制を構築しております。

b業務執行者等と積極的な意思疎通を図り、情報収集及び監査役監査の環境整備に努めております。

c内部監査室及び会計監査人との連携を図るための体制を構築しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。

2. 社内体制の整備等

(1) 対応統括部署の設置

当社は総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報を集約し、一元管理を行います。

(2) 外部専門機関との連携

当社は必要に応じて、警察、顧問弁護士をはじめとする外部専門機関と情報共有、連携のうえ、適切な対応がとれる体制を整備しております。

(3) 社内啓蒙活動の実施

当社では、役員、使用人がより高い倫理観に基づいて事業活動を行うために定めたコンプライアンスマニュアルにおいて、「反社会的行為にかかわるような行為をしてはならない。反社会的な勢力から勧誘されたり、関係を強要されるような場合においては、関係機関に直ちに通報・相談するなど、適切な対応をとらなければならない。」旨を定め、常時閲覧可能な状態にし、周知徹底を図っております。

また、当社は法令順守を徹底するために、社内を取締役会の直属組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、整備及び啓蒙活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、「中長期的な企業価値の向上を実現していくことが最大の買収防衛策である」という従来からの考えに基づき、具体的な買収防衛策は導入しておりません。今後も入の予定はありません。

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に関する当社方針

当社は、株主及び投資家の皆様に対しての事業・財務状況及び成果等の会社情報の開示を、上場会社としての重要な社会的責任であり、かつ重要な経営課題であると認識しており、投資判断に影響を与える重要な会社情報については金融商品取引法及び有価証券上場規程施行規則等の関係法令・規則並びに社内規定に則り適時・適切に開示する方針であります。

2. 適時開示に係る責任体制及び担当部署

- (1) 情報取扱責任者：管理統轄本部統轄本部長
- (2) 情報収集担当部署：財務部（担当責任者 管理統轄本部統轄本部長）
- (3) 情報取扱・開示担当部署：財務部（担当責任者 管理統轄本部統轄本部長）

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1) 適時開示の意思決定及び会社情報の開示

重要な決定事実に関する情報については、取締役会に付議され決定しております。重要な発生事実に関する情報については、管理本部が当該事項の担当部署より報告を受け、事実関係を精査・確認後、速やかに情報取扱責任者に報告しております。これらの事項は原則として取締役会の承認を経て、有価証券上場規程施行規則等に則り、速やかに開示手続きを行います。

決算情報及び業績予想の修正等については、その内容が明確になり次第、取締役会への報告・承認を経て、速やかに開示手続きを行います。また、緊急に開示すべき事実が発生した場合は、代表取締役又は情報取扱責任者の判断により、速やかに会社情報の開示を行うこととしております。

(2) 適時開示に係るチェック機能

経理財務統轄部は情報取扱責任者の指示のもと、有価証券上場規程施行規則等に則り、開示の必要性及び開示内容等の確認を社内関係部門又は必要に応じて会計監査人等に行っております。

また、経営監視の視点から各監査役は、監査役監査の基準に基づき会計監査人及び内部監査部門と連携し、取締役会その他重要な会議への出席並びに当社及び子会社等の監査により、取締役及び使用人等の職務の執行状況について検証しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業の競争力を強化するために経営判断の迅速化を図ること、経営の透明性を高めるために経営チェック機能の充実を重要課題としております。このような観点から、コンプライアンスの徹底を基礎に、社内各部署が効率的な業務活動を推進できるよう、管理体制及び監査体制を整え、迅速な意思決定ができる組織を整備することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

2. 企業統治の体制

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業価値の向上を図り、株主価値の増大を図ることを経営上の重要政策と位置付け、また企業の競争力を強化するために経営判断の迅速化を図ること及び経営の透明性を確保していくことが重要課題であるとの認識のもと、株主を含めた全てのステークホルダーの利益に合う経営を実現するコーポレート・ガバナンスの構築に努めてまいります。

当社の経営体制は提出日現在、取締役7名、社外取締役3名、監査役3名及び執行役員3名で構成されております。監査役会は社外監査役3名で構成しており、独立した視点から経営の監査を行っております。監査役は取締役会への出席に加え、適宜重要な会議に出席し、重要な情報を入手するとともに適宜発言を行っております。また、会社法及び金融商品取引法に定められた会計監査人及び監査役による会計監査に加え、監査役会が会計監査人と相互に情報交換を行い、監査計画に基づき会社の業務執行を監査する等、取締役の職務の執行を十分に監視できる体制となっております。

取締役会は取締役7名、社外取締役3名で構成されており、原則毎月1回開催され、経営方針や法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項について討議、決議を行っております。あわせて各取締役による代表取締役の職務執行の監督を含む、相互牽制機能を有しております。また、情報の共有化や活発な意見交換の場として、各子会社の社長等が出席する「社長会」を適宜開催し、業務執行における成果と課題、事業戦略等について審議、報告を行い、年度計画の進捗状況及び業務運営が機能していることを確認しております。

